

須賀川市導入促進基本計画

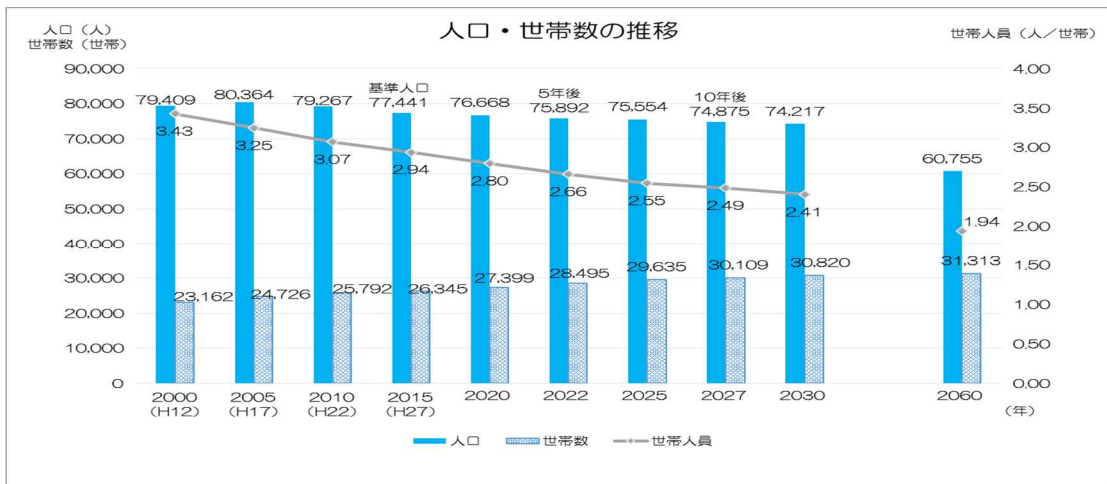
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 地域の人口構造

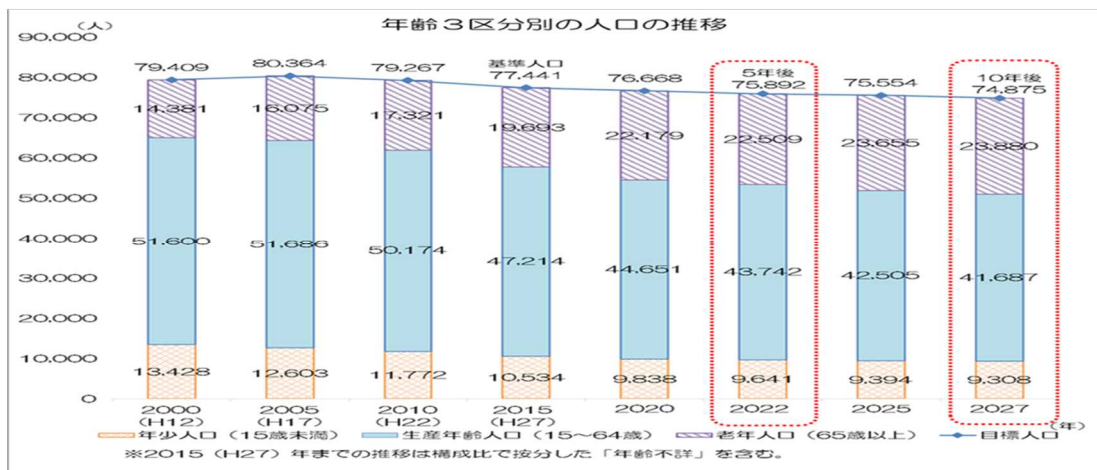
ライフスタイルの多様化や平均寿命の延伸、地方における都市への人口流出や少子高齢社会の進行などにより、2008年（H20）年から人口減少社会が到来している。

須賀川市においても、2005（H17）年の80,364人をピークに減少傾向に転じており、2015（H27）年の国勢調査では、総人口が77,441人、総世帯数が26,345世帯となっており、人口減少に伴い、地域経済の規模が縮小していく中において、地域間格差が拡大し地方財政の状況は、今後厳しさを増していくものと考えられる。



出典：市まちづくりビジョン 2018

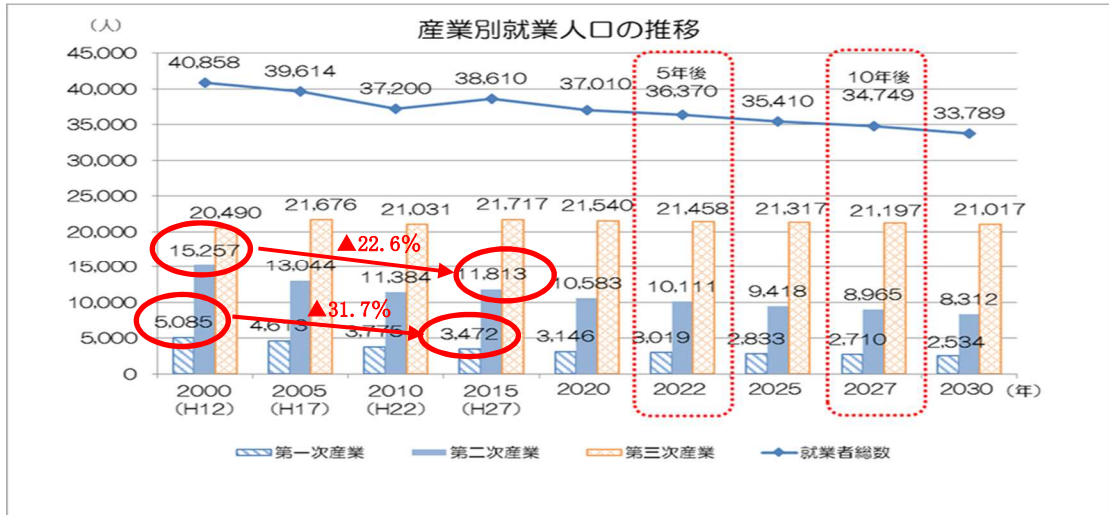
年齢3区分別の人口の推移では、平成17年以降、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行している。今後、総人口の減少や老年人口が占める割合が高まることで、生産年齢人口の減少とともに、少子高齢化が更に加速することが予想される。



出典：市まちづくりビジョン 2018

就業者数についても、平成12年をピークに減少を続けており、平成27年には第一次産業で31.7%、第二次産業も22.6%まで減少し、今後も人口減少に伴う就業人口の減少が予想される。

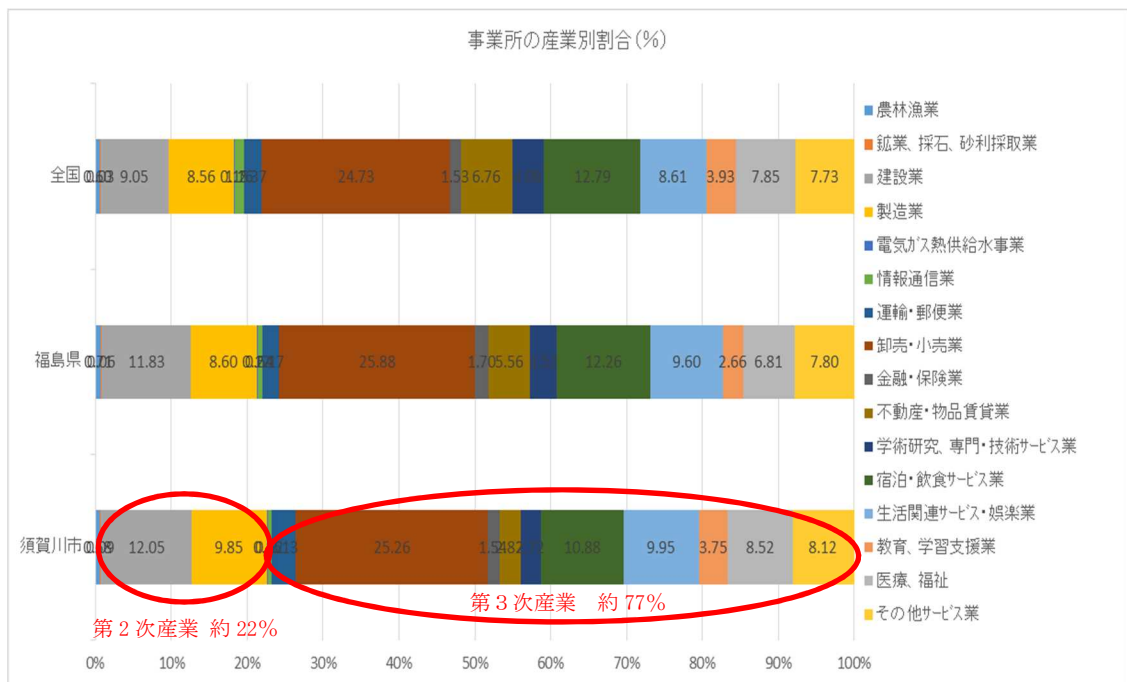
また、更なる人口減少が見込まれる中、中小企業においては、人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩み等の課題も抱えており、このような状況が続く場合、労働生産性や付加価値額の低下につながるとともに、中小企業者の経営体力の低下による従業員の処遇悪化、地域間の産業競争力の弱まりなど、地域経済の活性化に影響を及ぼすことが予想される。



出典: 市まちづくりビジョン 2018

## イ 産業構造

須賀川市の産業構造は、製造業等の第2次産業の割合が約22%を占め、全国や福島県と比べて高い。また、卸売業・小売業及び飲食、宿泊等の各種サービス業等の割合は約77%を占めており第3次産業が中心の産業構造である。

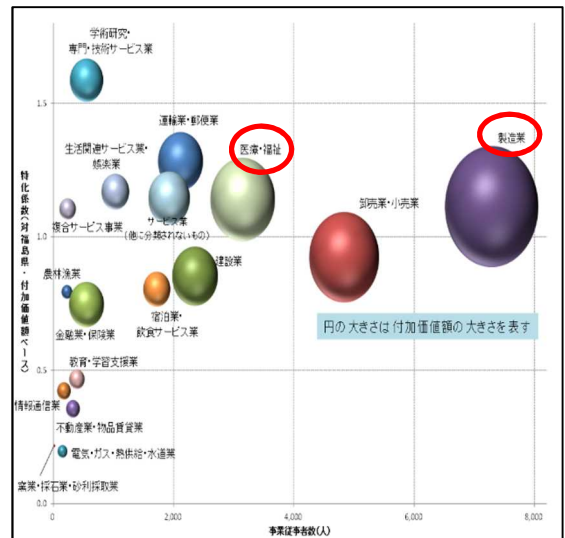


出典: H26 経済センサス基礎調査

このような状況の中、須賀川市の産業のうち付加価値額を生み出す力をもった代表的な産業は、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉であり、特に、製造業と医療・福祉は特化係数が1を超えており、福島県内でも特徴的な産業になっている。



出典：地域経済分析システム



出典：市人口ビジョン

## ウ 中小企業者の実態

須賀川市内8つの工業団地を中心として、製造業、卸売業、小売業の立地が進み、市内事業所のほとんどが中小企業であり、そのうち小規模企業の割合は約67%を占めている。

また、市内従業者数のほとんどが中小企業者での雇用であり、そのうち小規模企業での雇用割合は約22%となっている。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、産業・交通・生活基盤に甚大な被害を受け、生産機能及び労働力の流出などによりあらゆる産業が大きな打撃を受けた。震災後、雇用に関しては、復旧復興関連需要により改善の動きが見られるものの、景況感の好転には程遠い状況にあるとともに、風評被害の払拭も重要な課題の一つとなっている状況である。

事業所数	中小企業		
	企業数	小規模企業	構成割合
全国	3,809,228	3,252,254	85.4
福島県	61,566	53,545	87.0
須賀川市	3,226	2,161	67.0

H29中小企業白書

H26経済センサス基礎調査再編加工

従業者数(常時雇用者)	中小企業		
	企業数	小規模企業	構成割合
全国	26,466,676	5,920,617	22.4
福島県	379,288	98,686	26.0
須賀川市	29,915	6,541	21.9

H29中小企業白書

H26経済センサス基礎調査再編加工

## (2) 目標

須賀川市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる振興発展を目指す。

そのため、これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端

設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

労働生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）の伸び率は、年平均3%以上を目標とする。

## 2 先端設備等の種類

須賀川市の産業は、製造業、卸売業、小売業、医療・福祉などの各種サービス業を中心として多様な業種が立地しているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

須賀川市の中小企業者は、市内工業団地のほか各地域に立地している。これら地域に立地する多くの事業者による生産性向上の実現を促すため、本計画の対象地域は、須賀川市全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

須賀川市内の中小企業者は、今後、更なる人口減少が見込まれる中であって、人手不足の解消や労働生産性向上等の課題を抱えており、各産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取り組みは、研究開発、新規商品の開発、ロボットやITなどの導入による業務の効率化、再生可能エネルギー等を利用した省エネルギーの推進など多様である。

したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みに係る先端設備等導入計画は認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- (2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 本市の市税（個人の場合は、個人の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいい、法人の場合は、法人の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。）を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。